

「おおさか低利ソーラークレジット事業」に係る連携協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、おおさか低利ソーラークレジット事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住宅用太陽光発電設備等の設置者の初期費用の負担を軽減するため、低利のソーラーローンの提供に加え、手続き面での負担を解消できる制度の創設により、住宅用太陽光発電設備等の普及促進を図る本事業の円滑な実施及び管理運営を目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「低利ソーラークレジット」とは、本事業において、乙が提供する個別信用購入あっせん（割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせんをいう。）によるソーラーローンをいう。
- 二 「加盟店」とは、太陽光発電及び蓄電池システムの販売店のうち、低利ソーラークレジットを利用することを乙が認めたものをいう。

（遵守事項）

第3条 甲及び乙は、関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本事業及び本協定を履行しなければならない。

- 2 乙は、本事業の実施にあたり、公募要領及び乙の提出した提案書の記載内容を遵守し、これを履行しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 3 乙は、本事業の実施に関して取得した個人情報適切に取り扱うとともに加盟店及び委託先等に適切に取り扱わせなければならない。なお、本事業の提供期間終了後においても同様とする。

（期間）

第4条 本事業の期間は、令和3年4月1日から令和 年3月31日までとする。

- 2 本協定の有効期間は、本事業に係る全ての低利ソーラークレジット契約が終了する日までとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第5条 甲及び乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、本事業の実施に際し、自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

(解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が正当な理由なしに、本事業に着手しないとき。
- 二 乙が公募要領及び本協定に違反したとき。
- 三 乙が公募要領に定める応募参加資格を喪失したとき。

(協議)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

- 一 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき。
- 二 本協定の解釈に疑義を生じたとき。

(変更)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲及び乙は協議の上、本協定を変更することができる。

- 一 本協定の締結の際に想定しなかった社会経済情勢の変化及びその他の事象が発生したとき。
- 二 その他本協定の内容を変更する必要があると認められる特別の事情が生じたとき。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大 阪 府
代 表 者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 所 在 地
称号又は名称
代表者氏名